# 「税理士の有する専門性を活用したADRへの関与の現状と 今後の可能性」に関するヒアリング資料

平成14年9月30日日本税理士会連合会

## 一 税理士業界におけるADRに係る紛争の特質

税理士が業とする租税に関しての紛争は、原則として官 民間の事案である。

税理士は、その有する専門性を活用し、民事調停委員に就任することや不服申立ての 代理人となることなどによってADRに関わっている。

## 二 税理士制度とその業務の専門性

現行の申告納税制度は、納税者自らの計算により租税債務を確定し、税額を完納することにより、国等と納税者との間の租税債権債務の法律関係を自動的に消滅させることを基本原則としている。

税理士制度に課されるべき社会的任務は、納税義務の適正な実現を図るとともに、納税者の適法な納税義務の履行を援助することにある。

現在の租税法規は複雑であるうえ、当事者主義を採る現行申告納税制度のもとにおいては、納税者を後見する社会的制度が要請されるのは極めて当然であって、税理士制度の存在意義もその点に見出すべきものと言える。

#### 三 税理士業務における紛争の性格とその解決方法

税理士業務における紛争には、税務行政手続における紛争と、租税確定手続における 紛争がある。

税務行政手続における紛争は、その原因の一つとして、税務調査における税務職員の 質問検査権の行使に関し、所得税法等各税法で「・・・調査について必要があるとき・・・」 と規定されているのみで、具体的な手続規定が何ら設けられていないことが挙げられる。

例えば、権限ある税務職員の質問検査権の行使が合理的な裁量権を逸脱している場合、 納税者あるいは納税者の代理人である税理士が是正を求めることにより紛争に至らず に済む場合もあるが、それ以外は、訴訟を提起するほか解決手段はない。

租税確定手続における紛争は、主として納税者の申告による税額と租税行政庁の調査による税額が異なる場合に生じる。しかし、通常は、納税者の代理人である税理士が主張又は陳述することにより、当事者間に合意ができ、原申告が是認されるか、納税者が修正申告することにより紛争に至らない場合が多い。

それでも紛争が発生した場合、その解決方法としては、租税行政庁(原処分庁)に対する異議申立て、国税不服審判所に対する審査請求及び裁判所に対する訴訟を提起することとなる。

先般の税理士法改正により、税務行政処分の取消訴訟等について、裁判所の許可を得ることなく、補佐人として弁護士である訴訟代理人とともに裁判所に出頭して陳述することができることとなった意義は大きい。

平成 12 年度の税務調査により更正・決定又は修正申告等により処理された件数は、約867,000 件であるが、同年度に国税不服審判所になされた審査請求の件数は3,401 件、処理件数は3,066 件、うち全部取消し又は一部取消しの件数は466 件であった。

このことから、納税者と国との紛争は必ずしも多いとは言えず、紛争に至らないために果たしている税理士の役割は大きく、税理士制度の存在意義はここにもある。

#### 四 ADRから見た国税不服審判所の意義と問題点

国税不服審判所は、行政上の救済制度として設けられたものであり、行政型のADR機関とされている。

国税不服審判所は、本来、納税者の救済を目的として、国税の執行系統から切り離されたものとして設けられたものであるが、その手続主宰者である国税審判官は、その殆どが税務行政の執行系統に属していた国家公務員であり、審判官の任期満了後は、また元の執行機関に戻っている状況に鑑みれば、中立性を旨とするADRとしての機能を充分に果しているとは必ずしも言い難い。

## 五 税務行政における苦情処理等への取組みの現状

国は、申告納税制度の下で、納税者自らが適正な納税義務を履行することを図るとともに、一方においては、適正・公平な課税を実現するための責務がある。

適正な納税環境の整備のため、個人情報を除いては、職員向けの執務参考資料としての「情報」、「事務連絡」等についても徐々に一般に公開されつつある。

広報・広聴体制を強化するため、全国 84 の主要税務署に「税務広報広聴官」を配置 して、納税者利便の向上や事務運営の改善に資している。

税務相談や税務に関する苦情等に積極的に応ずる体制を確立するため、国税局に税務相談室が設置されている。平成 12 年度における相談件数は 284 万件、苦情件数は 2,101件であり、迅速・適切に処理するよう配慮している。

税務一般に関する納税者からの苦情に係る事務のうち、納税義務を適正・円滑に履行するために必要な助言・教示及び調整に関する事務を担当する「納税者支援調整官」を新たに国税局及び主要税務署に配置している。

## 六 税理士会における税務相談等への取組みの現状

租税をめぐる紛争を未然に防止するためには、納税者自らが法律に基づく納税義務を 適正に履行することが何よりも重要である。

税理士会では、委嘱者の経済的理由により、無償又は著しく低い報酬で税理士業務を 行う「税務援助事業」を税務援助規則等に基づき積極的に推進している。

平成13年度の事績については、税務援助等納税者数は1,303,662人(前年度比+18,711人)、このうち確定申告相談における指導納税者数は855,708人(前年度比+34,908人)となっており、年々増加の傾向にある。

## 七 業務遂行過程での士業内部における紛争解決の方法

税理士会では、改正税理士法を受け、税理士会が会員の業務に関する紛議について、 「紛議調停規則」及び「紛議調停細則」等を制定し、会員又は当事者その他の関係人の 請求に基づき調停をすることとなった。

これは、「調停」を目的としたADR機関であり、税理士会内部の機関とはいえ、納税者からの期待と信頼を高め、申告納税制度の更なる定着を図るため、その健全な運営を行っている。

## 八 今後の課題

#### 1 . 租税におけるADR機関等

税務行政手続における紛争を解決するためには、税務調査の事前通知等の規定を国 税通則法に具体的に明文化する必要がある。

租税確定手続における紛争を解決するためには、国税不服審判所において、自己統制機能を特色としながらも、納税者の権利救済のための第三者的機関たる性格がより見える形となることが要請されよう。

国税不服審判所が独立した機関として機能するには、国税通則法施行令第 31 条に基づき、より広い範囲の人材を採用すべきであり、特に、税の専門家である税理士の積極的活用が望まれる。

国税不服審判所を、国税に限定することなく、地方税についてもその範囲を拡大し、 その名称を「租税不服審判所」と改称し、独立した立場で運営ができるよう機構改革 が求められる。

#### 2 専門性を活用した貢献方策

ADRへの関与では、税理士会としては、仲裁センター等の各種ADR機関への参画、税理士個人としては、民事調停委員や特定調停委員等の受嘱、国税不服審判所における審査請求に係る納税者の代理人としての関与等がある。

民事調停委員(総数 13,198 名 - 平成 14 年 4 月 1 日現在、最高裁判所調べ)には、税理士は 564 名(概数)が任命されており、士業では弁護士の 1,984 名(概数)、不動産鑑定士の 658 名(概数)に次ぐ人数であり、今後も増加するものと予測される。

取引上の債権及び債務の履行をめぐっては、何等かの形で所得税法、法人税法、相 続税法及び消費税法等に基づく租税の負担を伴うのが通常であり、それを無視しては 和解に向けた調停作業に支障を来す虞がある。

また、遺産分割に伴う相続人間の紛争、離婚調停等による財産分与をめぐる紛争、 企業内における役員間・労使間の紛争、企業間取引上の紛争、保証債務の履行をめぐ る紛争、土地・建物の貸借上の紛争、損害賠償に伴う紛争等々の解決についても同じ ことが言える。

日本税理士会連合会においては、あらゆるADR機関における紛争解決の場で、税理士が他の法律専門職種と協調を図りつつ、これに関与していくことが極めて重要であると認識している。

このため、各種紛争に適切に対応するためのADR機関を他の法律専門職種と共同して創設し得る可能性について検討していくこととしたい。この場合、弁護士法第72条の見直しやADRに係る紛争についても民事法律扶助の対象とすることなどについて法整備を行う必要がある。

以上